諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年5月21日(平成30年(行情)諮問第235号)

答申日:平成31年3月22日(平成30年度(行情)答申第516号)

事件名:管理職,課長が起案した決裁文書(特定年度特定労働基準監督署分)

の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「管理職、課長が起案(立案)した決裁文書(原議文書、起案文書)。 (平成29年度特定労働基準監督署分、1つの決裁文書につき先頭ページ から10ページまでの開示でお願いします。)」(以下「本件対象文書」 という。)につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決 定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年 12月12日付け福岡労開第119号により、福岡労働局長(以下「処分 庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、 その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

一般的に決裁文書は容易に特定できるものです。開示対象の文書量は 最大で見積もっても数百頁であり、1ヶ月以内の開示が可能です。なぜ 文書の特定ができないかの理由を質問しても回答はありませんでした。

「形式的に不備がある」とのことですが、決裁文書を特定できなければ、 日常業務に支障を来します。同文言の開示請求を他省庁にも行ったとこ ろ、不開示になった案件はありませんでした。福岡労働局でも特定すべ き文書があると思われます。

(2) 意見書

理由説明書には、「探索する文書の量が多い」から「包括的な請求」 であり「行政事務に支障が生じる」とありますが、これは具体的にはど のような意味でしょうか。

決裁文書は重要な文書であり、決裁文書を管理する帳簿等があり、も

っとも探索特定するのが容易な文書の一つです。

さらに、管理職や課長が起案するものなどそれほど多くありません。 多くて数百枚程度です。

数百枚程度で「包括的な請求」であり「行政事務に支障が生じる」というのは意味が分かりません。

今回サンプルで量(例えば○○課の○○月は○○枚など)を検証することなく、決裁文書を「探索する量」に着目し、開示できないと言っているのは奇怪です。

すこし具体的に考えれば、なんら「行政事務に支障が生じる」ことが ないのはわかるはずです。このような乱暴な議論があるとは非常に残念 です。法の「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の 推進に資する」という目的が達成されません。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)審査請求人は、平成29年10月4日付けで、処分庁に対して、法3 条の規定に基づき、開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれ を不服として、平成30年2月25日付け(同月27日受付)で本件審 査請求を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべき と考える。

3 理由

- (1) 本件審査請求に係る開示請求の経緯について
 - ア 本件審査請求に係る開示請求は、平成29年10月4日付けで、審査請求人が「管理職、課長が起案(立案)した決裁文書(原議文書、起案文書)。(平成29年度特定労働基準監督署分、1つの決裁文書につき先頭ページから10ページまでの開示でお願いします。)」の開示を求めたものである。
 - イ 処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に 記載された内容から文書を特定することが困難であったことから、 平成29年11月1日付け及び同月20日付けで、相当の期間を定 めて補正を求めた。
 - ウ しかしながら、平成29年11月19日付け及び同年12月10日付けであった審査請求人からの回答において、補正に応じる意思は認められず、したがって法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、同月12日付けで原処分が行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

ア 文書の特定について

審査請求人は処分庁に対して、「管理職、課長が起案(立案)した 決裁文書(原議文書、起案文書)。(平成29年度特定労働基準監 督署分、1つの決裁文書につき先頭ページから10ページまでの開 示でお願いします。)」の開示を求めているが、当該請求において は、特定労働基準監督署が所掌する業務に関する全ての文書の中か ら当該請求の対象文書を探索することとなり、請求内容は包括的で あると言わざるを得ない。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

イ 補正の手続について

行政機関の長は、法4条2項の規定により開示請求書の形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされている。また、この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされている。

本件審査請求における開示請求において、処分庁は、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが極めて困難であったため、審査請求人に対し、処分庁の組織及び所掌する事務を示したうえで、開示を希望する業務の内容を特定するよう2度にわたり、相当の期間を定めて補正を求めているが、審査請求人はこれに応じる意思を示すことはなかった。

このような経過を踏まえれば、処分庁において、文書を特定するために必要な手続は適正に行われたことが認められる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る開示請求については、開示を求める 行政文書の特定が不十分であり、これに対する補正の求めも適切に行われ ていることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄 却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年5月21日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年6月7日 審査請求人から意見書を収受

④ 平成31年1月17日 審議

⑤ 同年3月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 開示請求に形式上の不備がある不適法な請求であり、本件対象文書を特定 することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁 は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検 討する。

- 2 原処分の妥当性について
- (1)諮問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書(上記第3の3)の 記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせ たところによると、おおむね以下のとおり説明する。
 - ア 審査請求人は処分庁に対して、「管理職、課長が起案(立案)した 決裁文書(原議文書、起案文書)。(平成29年度特定労働基準監督 署分、1つの決裁文書につき先頭ページから10ページまでの開示で お願いします。)」の開示を求めているが、労働基準監督署の所掌事 務は、厚生労働省組織規則(以下「組織規則」という。)790条各 号で定められており、具体的には、これらの規定に基づいて、労働基 準監督署では、庶務、労災補償、労働保険の適用・徴収、監督、安全 衛生等の多岐にわたる業務を行っている。
 - イ そして、本件開示請求については、管理職、課長が起案したものという限定はされているものの、一般的に、課長等の管理職も一般職員と同様に起案を行っており、特定労働基準監督署が所掌する業務全般にわたり、全ての決裁文書の中から、管理職、課長が起案したものを探索しなければならない。
 - ウ また、本件開示請求は、特定労働基準監督署における決裁文書の開示を求めているのか、あるいは、それに加えて、特定労働基準監督署に関連する労働局における決裁文書の開示も求めているのか疑義が生じるところである。
 - エ このように、本件開示請求は、広範かつ曖昧であり、対象行政文書を特定できるものではなく、本件開示請求書には、文書を特定するに 足る記載がされていなかったことから、開示請求対象文書が特定でき るよう、参考資料として、「厚生労働省組織規則(抜粋)」を添付し た上で、平成29年11月1日付けで、同月17日を期限として補正

を求めた。

- オ しかし、審査請求人からは、補正の予定はない旨の回答があったことから、再度、平成29年11月20日付けで、同月27日を期限として補正を求めた。
- カ しかしながら、これに対しても、審査請求人からは、補正は行わない旨の回答があったため、法4条1項に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、平成29年12月2日付けで原処分が行われたものである。
- キ 以上のとおり、本件開示請求については、行政文書を特定するに足りる事項が記載されなかったものであり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当である。
- (2) 当審査会において確認したところ、労働基準監督署の所掌事務は、組織規則790条において1号から10号まで掲げられており、特定労働基準監督署において多岐にわたる業務を行っていると認められ、これらの業務全般にわたり、全ての決裁文書の中から、管理職、課長が起案したものを探索しなければならない旨の上記(1)ア及びイの諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、本件開示請求書には、「特定労働基準監督署分」と記載されていることが認められ、本件開示請求は、特定労働基準監督署において起案した文書の開示のみ求めているのか、あるいは、それに加えて、特定労働基準監督署に関連する労働局において起案された文書の開示まで求めているのか疑義が生じる旨の上記(1)ウの諮問庁の説明は首肯できる。

さらに、処分庁が審査請求人に宛てた「行政文書開示請求書の補正について(依頼)」には、参考資料として「厚生労働省組織規則(抜粋)」が添付されている上、開示請求対象文書が特定できるよう、行政文書の名称、標題、記録されている情報の概要について、補正を求める旨記載されているが、審査請求人が2度にわたる補正の求めに応じていないことからすると、審査請求人が求める行政文書を特定することが困難であるとする諮問庁の説明は首肯できる。

- (3) したがって、本件対象文書については、該当する文書の特定ができず、 形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備がある

として不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という 形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると 判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子